

広報

3月号 No. 149

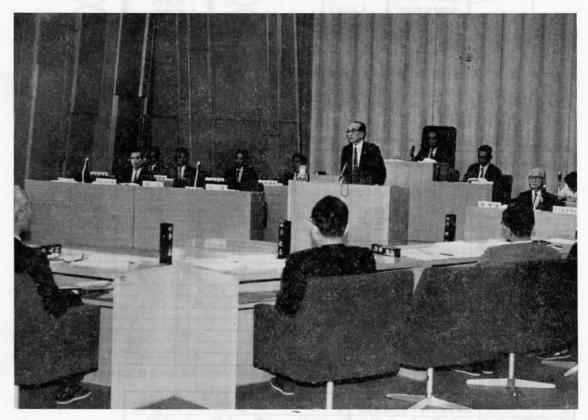
K



発 行 昭和48年3月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印 刷 冷牟田印刷合資会社



--- 昭和48年度予算議会招集さる ---

第2回定例議会が3月10日招集され、24日までの15日間の会期で昭和48年度一般会計予算 をはじめ13議案が審議されます。これによって本町の昭和48年度施政方針が決ります。

	(9日の住民基)							
人のうごき	(2月の住民基) 本台帳から							
人口	9,904人 (+42)							
男	4, 7 0 9 (+19)							
女	5, 1 9 5 (+23)							
世帯数	2,597戸 (+12)							
()	内は前月比							

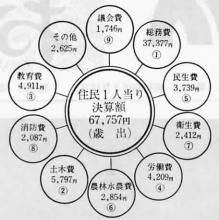
二十五	二 二 二	+	Л	七	Ξ			3月のこよみ
日	Ħ	H	日	日	H		日	1 20E3
電気記念日	放送記念日	春分の日	国際婦人デー	消防記念日	桃の節句、耳の日	根募金)	全国緑化運動(緑の	
							羽	

納めた税金はこのように使われました。

一昭和46年度 決算認定さる一

昭和46年度の才入才出決算が去る12月12日招集の議会で認定されましたのでその概要をおし らせします。なお、住民1人当りの税負担額9,189m、才出決算額67,757m(図表参照)という結 果になっております。





人口 9,710人 (昭47年3月31日現在)

一般会計

*		人						*		Hi.	
区 分	46年度決算額	構成比	45年度決算額	1X				分	46年度決算額	構成比	45年度決算部
脚厂 税	89,223	12.57	79,771	旗		会		费	16,953	2.58	16,639
地方譲与税	780	0.10	_	総		務		双	362,929	55.16	82,512
自動車取得税交付金	6,326	0.89	5,604	民		生		奴	36,310	5.52	32,123
地方交付税	185,091	26.07	145,891	律定		生,		費	23,421	3.56	9,791
交通安全対策・特別交付金	288	0.04	174	労		倒力		费	40,868	6.21	39,634
分担金及び負担金	16,425	2.31	11,562	農	林	水	PE	費	27,711	4.21	36,307
使 用 料	975	0.14	982	商		I.		费	822	0.12	702
手 数料	854	0.12	778	土		木		費	56,294	8.56	74,069
国庫支出金	81,849	11.53	84,866	消		防		費	20,270	3.08	4,178
県 支 出 金	10,243	1.44	7,015	教		#		数	47,682	7.25	77,324
財産収入	5,943	0.84	10,989	災	W	復	IB	費	12,575	1.91	329
寄 付 金		-	100	2		債		費	12,085	1.84	11,803
操 入 金	73,406	10.34	-								
松 越 金	20,401	2.87	18,182								
諸 収 入	50,356	7.09	24,198								
#广 (教	167,900	23.65	15,700								
才 入 合 計	710,060	100.00	405,812	*	H		合	31	657,920	100.00	385,411

国民健康保険事業特別会計

才入・才出差引 52,140千円 (内庁舎建設費繰越明許費17,743千円)

		*	入					- 2	r	th	
ΙX		分	46年度決算額	45年度決算額	IX.				分	46年度決算額	45年度決算部
保	険	税	25,365	21,213	総		務		費	6,300	5,279
[표]	庫 支 出	金	29,000	29,284	保	険	給	付	費	44,011	45,262
W.	支 出	金	116	96	保	健	施	設	費	1,971	1,718
他	会計機入	金		3,000	基	金	植	M.	金	2,319	174
繰	越	金	6,374	3,200	ŧ	0)	他の	以以	支	1,156	1
そ	の他の収	入	892	2,015							
*	入 合	#t	61,747	58,808	+	15	4	Δ÷	81	55,757	52,434

才入才出差引 5,990千円

被保険者1人当り 保険税負担額 8,172円

被保険者1人当り 保険給付費 14,179円

農業共済事業特別会計

				才	人					1	ł	th.	
18	0	1	T.A.	分	46年度決算額	45年度決算額	13	Κ		- 111	分	46年度決算額	45年度決算額
#	共清	掛金	及び交	付金	2,790	2,778	共	保険	料及	び技術	桁料	524	509
共済	保険	金及び	診療補	てん金	761	684	済	共	î	ř	金	1,093	821
胁	連合	合金!	無事	戻金	204	474	勘	無	ALC.	戻	金	508	1,186
定	そ	-	0	他	2,539	718	定	7	0	0	他	1,708	38
菜	県	支	255	金	4,256	3,728	業	総有	が 及て	ド葉石	多数	3,854	3,039
業務勘定	総	119	X.	金	939	802	務勘	連	合会	支出	1金	157	162
定	そ		D	他	1,706	785	定	そ	0	0	他	1,644	2,126
7		7	合	81	13,195	9,969	1	r 1	15	合	ät	9,488	7,881

才入才出差引 3,706千円

世帯更生資金について

県社会福祉協議会では、低所得者を対象とした、更生資金の貸付業務を行なっております。その概要は次のとおりですので、必要な場合は貸付申請をされますようお知らせいたします。

尚、修学資金の内 修学費は四月迄 支度金は三月迄 受付分に限り貸付けられますのでご希望者は至急申請下さい。 申請場所 役場厚生課 ※申請にあたっては地区民生委員と充分協議の上申請して下さい。

世帯更正資金貸付金の種類と内容

資金 0	0種類	貸付限度	据置期間	償還期限	備考
	生 業 費	200,000円以内	1年以内	M - A. 30	貸付限度
西州农众	就職支度費	30,000円以内	6月以内	6 tenut	特に必要と認められる場合 400,000円以内
更生資金	技能習得費	月額 3,000円以内	技能習得期間 満了後 6月以内	6年以内	貸付期間 3年以内
	生 業 費	200,000円以内	1年以内		貸付限度
身体障害者	就職支度費	30,000円以内	6月以内	o trouts	特に必要と認められる場合 400,000円以内
更生資金	技能習得費	月額 3,000円以内	技能習得期間 満了後 1年以内	8年以内	貸付期間 3年以内
生 活	資 金	月額 11,000円以内	習得期間満了 後又は療養資 金最終貸付後 6月以内	5年以内	貸付期間 3年以内
	結婚費出産費	· 医罗克斯斯 · 医克克斯氏	6月以内	3年以内	出 産 費… 8,000円以内 (施設内分娩時) 20,000円以内 葬 祭 費…10,000円以内
福祉資金	器具購入費	50,000円以内			(老人、身障者等の器具購入費
	転 宅 費 給水電気暖 房設備費	R I OI I RI	i k i i	i i i di ui di	転 宅 費 18,000円以内
住 宅	資 金	300,000円以内	6月以内	6年以内	
	修学費	月額 高校 3,000円以内 高専(1.2.3年) 3,500円以内 国公立高専(4.5年) 3,000円以内	卒業後	明 第 章 章	特に必要と認められる場合 高 校 4,000円以 高 専 (1.2.3年) 4,500円以 国公立高専 (4.5年) 6,000円以
修学資金	12 P m 1	私立高専(4.5年) 4,000円以内 国公立短大 6,000円以内 私立短大 7,000円以内	6月以内	8年以内	私立高専(4.5年) 7,500円以内 国公立短大 8,000円以内 私立短大 9,500円以内
00 61 00	就学支度費	高 校 a0,000円以内 50,000円以内 50,000円以内	11 2 1 7 61	3 11 8	自宅通学の場合 高校・高専 15,000円以内 短 大 20,000円以内
寮 養	資 金	100,000円以内	最終貸付後 6月以内	5年以内	特に必要と認められる場合 150,000円以内
災害援	護資金	150,000円以内	1年以内	6年以内	All at the No. At the second

年金制度は通算されます

する制度が異っていますが、すべ があり、その人の職業により加入 加入する国民皆年金の制度がしか ての国民がいずれかの年金制度に これらの年金制度においては、 わが国には、現在八種類の年金

は、二〇年もしくは二五年という とが条件となっています。 老齢(退職)年金を受けるために 金給付の中心となっていますが、 長期間その制度に加入しているこ した老齢年金または退職年金が年 いずれも老後の所得保障を目的と

なってしまいます。 年金がうけられないということに 加入者となった人は、老齢(退職) 前に転職等により他の年金制度の るために必要な加入期間を満たす において老齢(退職)年金をうけ したがって、ひとつの年金制度

度の加入期間に合算して一定の加 体制は名ばかりで、実効を伴わな を支給することによって老後の所 得保障をすることとしています。 通算老齢年金または通算退職年金 からそれぞれの加入期間に応じた いことになりますので、各年金制 **人期間があるときは、各年金制度** これが通算年金制度です。 これでは、せっかくの国民年金

、通算される年金制度

は次の八種類の公的年金制度で 加入期間が通算される年金制度

> 一、通算される加入期間 い農林漁業団体職員共済組合 比公立企業体職員等共済組合 田地方公務員等共済組合 四国家公務員共済組合 口船員保険 · 厚生年金保険

ラリーマンの配偶者や、すでに老 期間は除かれます。また国民年金 の対象となる加入期間となりま れば、同日以前の加入期間も通算 後にいずれかの年金制度に加入す 金と船員保険の加入期間は同日以 の任意加入の対象とされているサ す。ただし、脱退手当金を受けた でなければなりませんが、厚生年 三十六年四月一日以後の加入期間 原則としてひとつの年金制度の加 人期間が一年以上あり、かつ昭和 通算の対象となる加入期間は、

は、通算対象となる加入期間とな 制度の 同日 まで 引き続く 加入期 ほか、昭和三十六年四月一日にお となる加入期間となります。この けている方とその配偶者で国民年 齢年金、退職年金、恩給などを受 いて、現に加入していた共済組合 るときは、その期間も通算の対象 金に任意加入しなかった期間があ

三、通算老齢年金の受給要件

以上あって、日各年金制度の加入 厚生年金保険の加入期間が 年

者は栽培面積を把握のうえ出席

の結成を行いますので加入希望

期間と合算して二十五年以上ある 間と合算して二〇年以上あるか、 いることになります。 老齢年金の受給資格期間を渡して 受ける資格がある場合には、通算 年金、退職年金または恩給などを または、白他の年金制度から老齢 か、口国民年金制度以外の加入期

求をいたしましょう。 めに加入していた各年金制度に請 ば通算老齢年金が支給されます。 は、在職者でも六十五才に達すれ 五才です。なお、厚生年金保険で 度は六十才から、国民年金は六十 じて一〇年から二十四年までの短 厚生年金保険など被用者の年金制 稲措置がとられます。 受給要件を満たしたときは、早 通算老齢年金の支給開始年齢は

究会の結成について 演会開催及び栽培研 水稲湛水直播栽培講

下さるようお知らせします。 講演会を開催しますので多数受講 安定省力栽培の普及推進を目的で の方向として産米の品質改善及び いるところであり、本町稲作指導 をめぐる諸情勢は急激に変化して 近年米の大幅な需給緩和から米 講演会終了後栽培研究会

2場所 1日時 昭和48年3月22日

3主催 北九州普及所·遠賀町役 遠賀町公民館ホール 午後1時30分

下おい。

4講師

·遠賀郡農協

熊本県宇城農業改良普及所 北九州農業改良普及所 谷口技師

保健メモー

便秘に悩む人へ

く言うく言うく言うく言うく言うく

なお、この受給資格期間の「一

月一日前に生れた人は、年齢に応 十五年」については、昭和五年四

便秘をおこしたときは、直腸が ます。ことに、お年よりが急に や胆石の誘因になることもあり もっと専門的にみると、高血圧 はずいぶん支障をきたします。 下してきますから、日常生活に 集中力が減退し、作業能率も低 でてきます。その結果、精神の 不振、頭痛、不眠などの症状が く続くと下腹部の圧迫感や食欲 るものです。しかし、便秘も長 も、便秘には案外平気な人がい して あなどる ことは でき ませ んの疑いがありますから、けっ 下痢をすると大さわぎして

便通をよくします。 などの弱い薬を毎日飲んだ方が あまりききめはありません。効 ないと、そのときだけ飲んでも 果の点だけからいうと、漢方薬 したいために、すぐ下剤を飲む 人がいます。しかし、強い薬で 便秘になると、不快感をなく しかし、下

剤は食事療法をして効果があら

です。 汁などもよく、バター、マヨネ む冷たい水、牛乳、食塩水、果 腸壁を刺激して腸のぜん動を高 類が理想的です。サラダ・豆、 黒パン、ソバなどがよく、副食 は主食に七分づき米、麦めし、 いるべきものです。 われなかった場合にはじめて用 めます。また早朝の空腹時に飲 いも、わかめ、かんてんなどは には植物繊維を多くふくむ野菜 ーズなどの良質の脂肪も効果的 便秘を防ぐための食事として

です。 排便の習慣をつけることが第 も規則正しい生活と規則正しい 腹壁マッサージが日常励行した 換をかねた適度の運動や入浴、 い予防法ですが、なんといって 食事療法のほかには、気分転

〇母子手帳交付について 衛 生 だ ょ 9

します。 ることになりましたのでおしらせ 曜日午前10時から保健室で交付す ておりますが、3月からは毎週十 現在、母子手帳を随時に交付し

〇狂犬病予防注射実施

て下さい。 犬を飼っている人はかならず受け を左記のとおり実施しますので、 昭和48年度春期狂犬病予防注射

実施日時及び場所 4月2日(月) 10時~11時30分 虫生津公民館

4月3日 13時30分~15時30分 父 浅木小学校講堂

10時~11時30分 島門小学校講堂

13時30分~15時30分 遠賀町公民館

登録及び注射 五〇〇円

者は多数で参加下さい。 区の史蹟散歩を催しますから希望

一、とき 三月二十五日(日)

遠賀町史蹟散歩のお知らせ

郷土文化研究会では町内南部地

木守井手神社集合

、ところ 木守一高家一花園一 持参品 弁当 虫生津

・ジュニアリーダーの募集に ついて

だける方は遠賀町教育委員会まで お知らせ下さい。 年の方で各教室の指導をしていた 上教室を開設します。高校生・青 四月から、同じく毎週日曜日に陸 三月から毎週日曜日に卓球教室を 火・金に開設しておりますが、 町公民館では剣道教室を現在毎

剣道教室の生徒募集について

は次の要領で多数申し込んで下さ 生徒を募集いたしますので希望者 町公民館では第二次剣道教室の

稽古日(毎週二回)木曜日・ します。 少ない時は火曜・金曜に変更 土曜日午後六時から…人員の

二、会場・町公民館ホール 資格·小学四年生以上

五. 四 経費·防具代一式約一万六千 会費・毎月千円(内訳月謝八 百円·後援会費二百円)

六、申し込みについて 教育委員会まで申し込んで下さ 年・身長・保護者を記入のうえ 氏名·生年月日·住所·学校学 い。メ切は三月二十日まで。 一、時間 一、場所

集団献血日 三月二十

七日

町公民館ホール 午前十時~午後四時

●毎日走ろう会の生徒募集に

の予定) で下さい。(四月第一日曜日から 行きたいものです。多数申し込ん 健全な体力の持主をつくりあげて 格の養成と肥満な身体をなくし、 ました。走る事を通して正しい人 毎日走ろう会を開くはこびとなり かねてより計画しておりました

、資格町内に在住する小・中 会場 会費 毎月三〇〇円 毎日走ること。 その他の日は各自自宅付近で 実施日 每週日曜日午後二時 小学生は四年生以上に限る。 ・高校生(男女問わず)但し から四時まで(雨天を除く) 遠賀中学校グランド

六五四三 申込先 遠賀町教育委員会ま 年・保護者名を記入すること で氏名・年令・住所・学校学 申込期限 三月二十五日まで

献血日のお知らせ

の家族の方に血液の必要を生じた ーに於て確保いたします。 時は、必要血液全部を血液センタ いますと、万一、本人又は、同居 非お願い申し上げます。 で、町民各位の温い献血参加を是 を左記により実施いたしますの 尚、献血に参加していただいて 昭和四十七年度最後の集団献血

場

電話公売のお知らせ

守の上遠賀町役場にお出で下さい たしますのでご希望の方は時間厳 一、公売する電話番号 一、日時 三月二十三日午前11時 電話加入権を次のとおり公売い ③〇六七六 ③一二八六 ③○五二二 Ort10 30八0六

(若松財務事務所) 競争入札

一、公売の方法

現金送金は

必ず現金書留で

少にかかわらず「現金書留」にし す=一枚五円)を使用し、額の多 筒(郵便局の窓口で発売していま 郵便で送る方法があります。 いちばん手軽な方法として現金を 金を送る機会が多くなりますが、 現金を郵便で送るときは現金封 入学や就職シーズンを迎え、お

金壱封

〇献血出来る人は十六才以上六十 五才未満の人です。

てください。

また差しだすときはポストに入

〇会場に於て、血圧等の関係で献 合の血液の確保をいたします。 血出来ない場合でも、万一の場

> 万一事故が起ったときに補償を要 れず、郵便局の窓口へ差し出し、

心配ごと相談について

三月の心配ごと相談所を、左記

ださい。

まで大切に保存するようにしてく り先方に到着したことを確認する する額を申し出て、受領証を受取

日 生活上の諸問題につき、御自由に 御相談においで下さい。 のとおり開設いたしますので日常

時 三月二十三日(金) 町公民館広間 午後一後し四時

見されたときは、差出人に返送さ

も補償されないばかりでなく、発

このような郵便は万一紛失して

例が見受けられます。

とは違反ですが、まだ入れられる

普通郵便の中に現金を入れるこ

れたうと、書留料の二倍を徴収さ

れることになっていますからで注

民生委員、人権擁護委員 保護司、身障会委員、運 転者協会、他。

意ください。

昭和48年年賀はがきの お年玉引換について

ください。 の方は、早目に郵便局へお申し出 当せんした年賀はがきは、くじ 当せんした年賀はがきをお持ち

なつ印が必要です。 い、また三等以上は当せんしたく じ番号の余白に受取人の署名か、 ―以上遠賀川郵便局から―

番号を切り離さずにお持ちくださ

香典返しお礼

厚くお礼申し上げます。 祈りしますと共に、ご遺族に対し ました。心から故人のご冥福をお 会福祉協議会にで寄付をいただき 次の方から香典返しとして町社

故 故 添田 西田 ヒサコ様 宇一様 老良 添田仁親殿 西田勝美殿

> 1日は交通安全の 3日曜日